

国登録有形文化財（建造物）の登録について

このたび、国の文化審議会において、本市天見の旧中村家住宅主屋ほか全5件と清水の地藏寺本堂ほか全4件が第105次登録有形文化財建造物として答申される予定となりました（詳細別紙）。これにより、河内長野市内の国登録有形文化財は、10か所30件となる見込みです。

答申予定 令和5年3月17日（金）



▲旧中村家住宅主屋



▲地藏寺本堂

登録有形文化財の制度は、近年の国土開発や都市計画の進展、生活様式の変化等により、社会的評価を受けるまもなく消滅の危機に晒されている多種多様かつ大量の近代等の文化財建造物を後世に幅広く継承していくために作られたものです。届出制と指導・助言等を基本とする緩やかな保護措置を講じるもので、従来の指定制度（重要なものを厳選し、許可制等の強い規制と手厚い保護を行うもの）を補完するものです。

問い合わせ： 河内長野市教育委員会事務局 生涯学習部 文化財保護課

電話：0721-53-1111